



令和6年度

自治会・町内会運営の手引き

みんなのまちを
みんなで協創！



藤枝市自治会連合会
藤枝市 協働政策課

もくじ

1. 自治会・町内会活動とは	1 ページ
2. 地区交流センターとは	3 ページ
3. 地区社会福祉協議会（地区社協）とは	5 ページ
4. 認可地縁団体とは	7 ページ
5. 藤枝市自治会連合会とは	8 ページ
6. 藤枝市　自治会・町内会一覧表	9 ページ
7. 自治会・町内会に関するよくあるお問い合わせ	11 ページ
8. 自治会・町内会に関する書類等提出スケジュール	13 ページ
9. 自治会・町内会への各種補助金等や市への要望、 依頼する募金・会費等の一覧	17 ページ
10. 各種委員一覧	31 ページ



1. 自治会・町内会活動とは

自治会・町内会活動は、地域住民が気軽に付き合い、日常生活に必要な情報交換を行い、地域で安全で安心なよりよい生活ができるよう、防災や防犯、福祉、地域の環境整備面等で自主的、自発的な共同活動を行いながら、まちづくりを進めていく活動のことです。

しかし、全国的に町内会加入率は、年々減少している傾向にあります。

このような中で、令和6年1月に発生した能登半島地震で、地域の人々が手を取り合い、助け合う姿を目の当たりにすることで地域の防災力や地域の人々のつながりの大切さが見直されました。

社会環境の変化に伴い、住民のライフスタイルや価値観が多様化し、人と人のつながりも多様化してきていますが、地域を基盤とした人と人のつながりは、自治会・町内会等の健全な地域コミュニティを形成し、地域が抱える防災や福祉などの課題を解決するための原動力となります。よりよい生活のためには、自治会・町内会活動が必要不可欠です。

自治会・町内会活動では、その地域の住民が親睦を深め、協力して明るく住みよいまちを築いていくために次のような活動を行っています。

(1) 防災や防犯などの生活安全活動

いつ来るか分からぬ災害（地震、水害等）への備え、悲惨な交通事故の防止と犯罪のない安心して生活できる地域環境づくりの推進。

- 自主防災組織づくり、防災訓練等
- 防犯灯の設置、防犯活動（子ども見守りネットワーク、青パト隊など）
- 交通安全運動のための街頭活動

(2) 地域や施設の維持管理などの環境美化活動

ゴミ出しのルールを守り、集積所を常に清潔に保ち、地区内の清掃活動などを行うことによる、地域の環境美化の推進。

- 地区集会所建設や修繕及び維持管理
- 公園や広場、地域のゴミ拾いや清掃などの美化活動
- 河川や水路、道路等の除草・清掃作業
- ごみ集積所の設置及び維持管理
- 花壇づくり、植樹運動、資源回収



(3) 運動会や祭りなどの親睦交流活動

会員の交流と親睦を目的とした、気軽に参加できる行事を通じて、お互いの顔の見える人間関係をつくり、楽しさを共有し、会員の連帯と協調を深めることによる、明るい地域づくりの推進。

- 地区運動会や各種スポーツ大会などの開催
- 夏祭り、敬老会、健康講座等の開催



(4) 行政情報等の伝達

広報紙の配布や回覧などを通じて、情報提供を行い、会員の情報共有を図るとともに、地域の声を行政に反映することによる、住みよいまちづくりの推進。

- 「広報ふじえだ」など市や各種団体からの情報紙の配布
- 地区内の各種団体との連絡調整



(5) 防災世帯台帳及び 災害時における避難行動要支援者登録申請書兼登録台帳の整備

	防災台帳	災害時における避難行動要支援者登録申請書兼登録台帳（防災台帳の裏面）
目的	地震等の災害時に備え、町内会単位等で自主防災会を組織し、災害時の安否確認や、人員の把握に必要な情報を事前に集めるため。	町内会（自主防災会）において、避難行動要支援者（高齢者、要介護者、障害者等の内、災害時に自力での避難が困難でかつ家族による必要な支援を受けられない人）の情報を平常時から把握することにより、地震等の災害発生時に、避難行動要支援者の支援をスムーズに行うため。 また、地域支援者を選定すること等により地域の支援体制を構築するため。
対象者	市内に居住する人	避難行動要支援者に該当する人
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●最新の情報を把握するために定期的な更新（2年に1度程度）をお願いします。【共通】 ●登録台帳の情報を平常時から関係機関で利用するため、様式上段の個人情報提供の同意欄に署名をいただくようにしてください。また、個人情報の同意欄に署名がある人の情報については、必要に応じて地域の民生委員と共有をお願いします。【裏面のみ】 ●避難時の地域支援者が未記入の場合、地域で支援者を決めていただくようお願いします。【裏面のみ】 	
担当課	地域防災課 地域防災係 ☎ 643-2110	福祉政策課 福祉政策係 ☎ 643-3148

2. 地区交流センターとは【協働政策課 ☎643-3189（直通）】

藤枝市では、「地区交流センター」において、生涯学習講座等の社会教育事業の実施、地域に密着した行政窓口サービスの取り扱いとともに、地域のコミュニティ活動の拠点として、自治会・町内会を中心とした地域の皆さまによる「住みよいまちづくり」の支援を行っています。

行政と地域住民が協働し、地域の特色あるコミュニティ活動などを通じた地域づくりへの取り組みや、地域の課題に迅速に対応することにより、地域住民が地域全体の活力や元気を実感でき、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進しています。

（1）「地区交流センター」の機能と役割

地区交流センターでは、地域と行政が協働してまちづくりを行う拠点施設として、次の取り組みを実施しています。

① 地域づくり・コミュニティ醸成

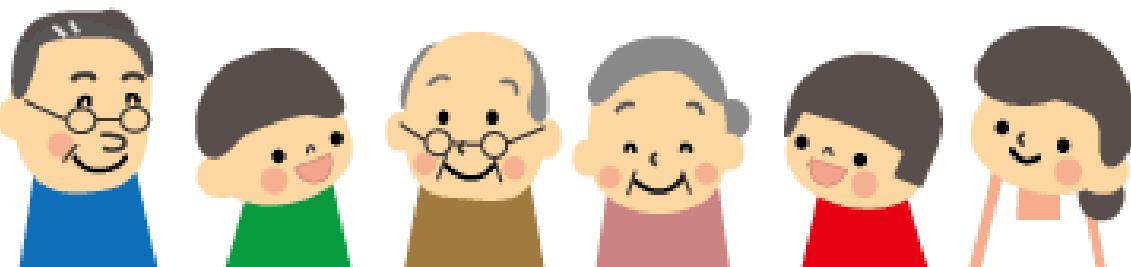
- 生涯学習事業を通じた地域活動を担う人材の育成
- 自治会等地域と市役所関係課との調整、地域活動団体の横の連携の支援
- 行政情報の地域への発信・住民理解の促進
- 新たな地域コミュニティ組織の研究・検討（「協働」の推進）

② 地域防災の強化

- 自主防災組織の育成機能の強化
- 防災訓練における行政と自主防災会の連携の推進

③ 地域行政サービスの強化

- 相談機能の強化
- 施設利用の促進



(2) 協働で元気なまちづくり事業～地域からの提案事業～

行政と地域住民が協働して、地域の新たなコミュニティ活動への支援や緊急的課題に迅速に対応することで、地域全体の活力や元気を実感でき、安全で安心して暮らすことができる「魅力と特色あるまちづくりを推進する」ことを目的として、平成23年度から「協働で元気なまちづくり事業」を実施しています。

この事業の最大の特色は、地域からの提案に基づくものであることです。地域の課題解決や元気創造への取組みについては、それぞれの地域に暮らす人たちが最もよく理解されているため、それらを提案していただくことで、より実効性のある施策を展開しています。

【対象事業】

- ① 地域住民による地域特性を活かした個性的、活発なコミュニティ活動を促進する事業
〈例〉新規で開催されるお祭り、イベント等
- ② 地域の防犯活動、又は、交通安全啓発活動、地域の危険箇所の改善に対応する事業
〈例〉パトロール活動消耗品、危険箇所注意喚起の看板作成等
- ③ 公共性が高く、地域のために緊急的に実施する必要がある事業
〈例〉掲示板の設置など小規模な工事等
- ④ 地域住民による先進的な地域活動に対する支援事業

他の地域において実施されておらず、地域が継続的に取り組む事業や地域の資源となる事業への支援を行います。

【事業執行窓口】

◆瀬戸谷地区交流センター	☎ 639-0120
◆稲葉地区交流センター	☎ 643-5005
◆葉梨地区交流センター	☎ 638-1376
◆広幡地区交流センター	☎ 643-1766
◆西益津地区交流センター	☎ 641-8862
◆藤枝地区交流センター	☎ 631-6451
◆青島北地区交流センター	☎ 645-2300
◆青島南地区交流センター	☎ 636-3765
◆高洲地区交流センター	☎ 635-1458
◆大洲地区交流センター	☎ 636-0059
◆岡部支所	☎ 667-3411



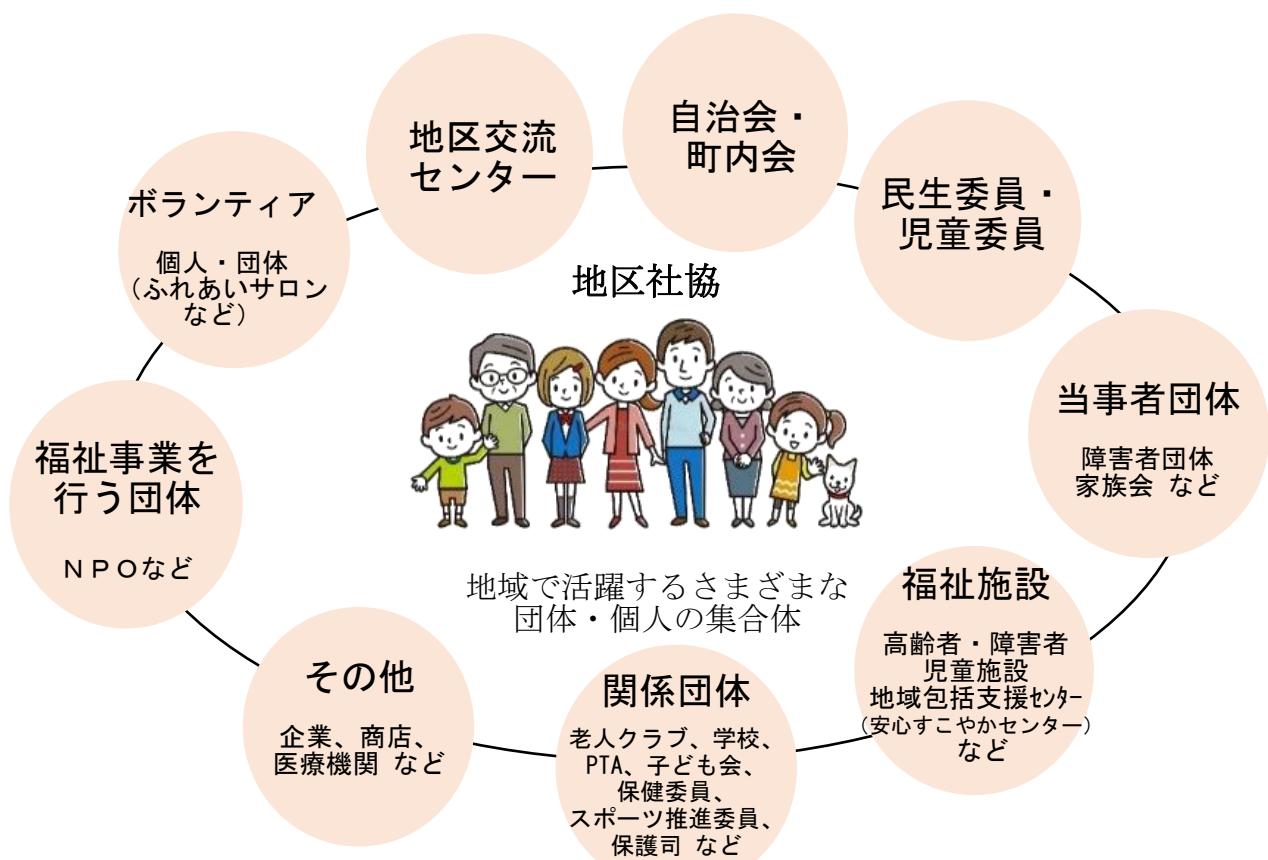
3. 地区社会福祉協議会（地区社協）とは【市社会福祉協議会 ☎667-2940（直通）】

地区社会福祉協議会（以下、地区社協）とは、自分たちの暮らす地域を自分たちでよりよくしていくために活動を展開する、住民の自主的な組織です。暮らしの中にあるさまざまな課題は、自治会・町内会などの一つの組織だけでは解決が難しいものもあります。住民同士で課題を共有し、横のつながりをつくりながら、お互いに助け合う仕組みを作っていくためにさまざまな活動を行っています。

（1）地区社協の構成

市内 10 地区（瀬戸谷、稲葉、葉梨、広幡、西益津、藤枝、青島、高洲、大洲、岡部）で、地域の日常生活上の困りごとの解決に向けて、地域住民を会員として、自治会・町内会、民生委員・児童委員のほか、必要なメンバーを柔軟に組み入れてネットワークを組織します。

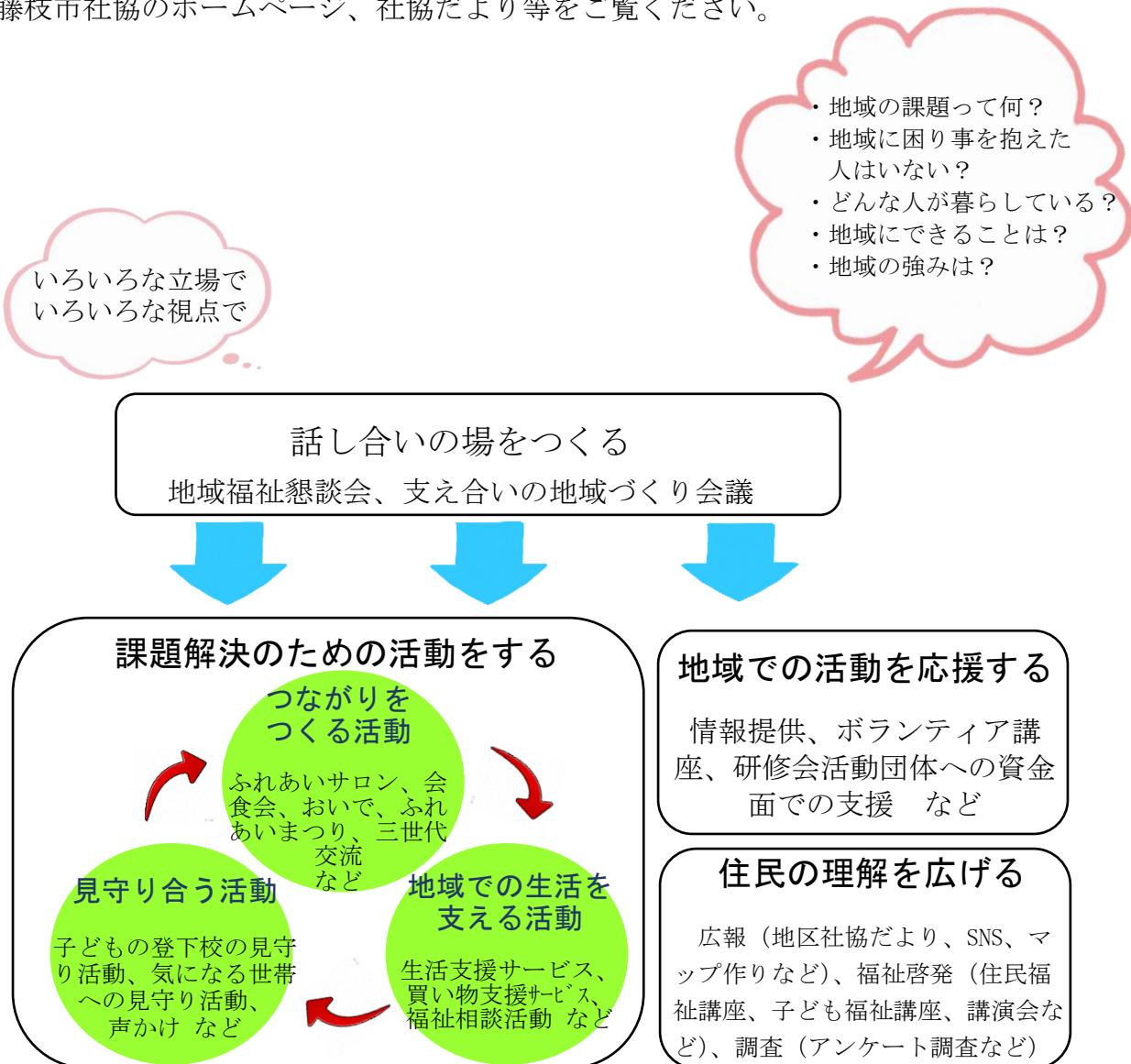
構成メンバーである各種団体や機関が各々の特性を生かしつつ、解決策を話し合い、協働体制を組むことによって組織的な活動が実現します。



(2) 地区社協の活動

地域の課題に応じて、さまざまな事業を展開しています。

藤枝市社協のホームページ、社協だより等をご覧ください。



(3) 藤枝市社協と地区社協

藤枝市社協では、地域住民が主体となる地区社協の活動が充実・発展するよう、地区社協の組織運営や財政基盤の支援、事業活動への協力など、さまざまな支援に取り組んでいます。

4. 認可地縁団体とは【協働政策課 ☎643-3189（直通）】

認可地縁団体とは、地域的な共同活動を円滑に行うために、地方自治法等に定められた要件を満たし、市長の認可により法人化した団体であり、通常の自治会・町内会とは区別されます。

町内会館などの土地や建物を団体として所有することを目的とし、認可地縁団体として活動を行う団体が主となっています。市内では、自治会・町内会等の計40団体が認可されています。

（1）認可要件

- ① 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
- ② 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③ 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。
※「すべての個人」とは、「年齢・性別等を問わず区域内に住所を有する個人すべて」という意味です。（外国人も含まれる。）
※「相当数」とは、「一般的には区域の住民の過半数が構成員となっている場合」を概ね「相当数」とみなされる。
- ④ 規約を定めていること。

《規約で定める事項》

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 目的 | (2)名称 |
| (3) 区域 | (4)主たる事務所の所在地 |
| (5) 構成員の資格に関する事項 | (6)代表者に関する事項 |
| (7) 会議に関する事項 | (8)資産に関する事項 |

（2）認可申請書類

- ① 認可申請書
- ② 規約
- ③ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（総会資料・議事録）
- ④ 構成員の名簿
- ⑤ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（事業報告書等）
- ⑥ 申請者が代表者であることを証する書類
- ⑦ 区域を表した地図（住宅地図の写しに区域を朱書きしたものでもよい）

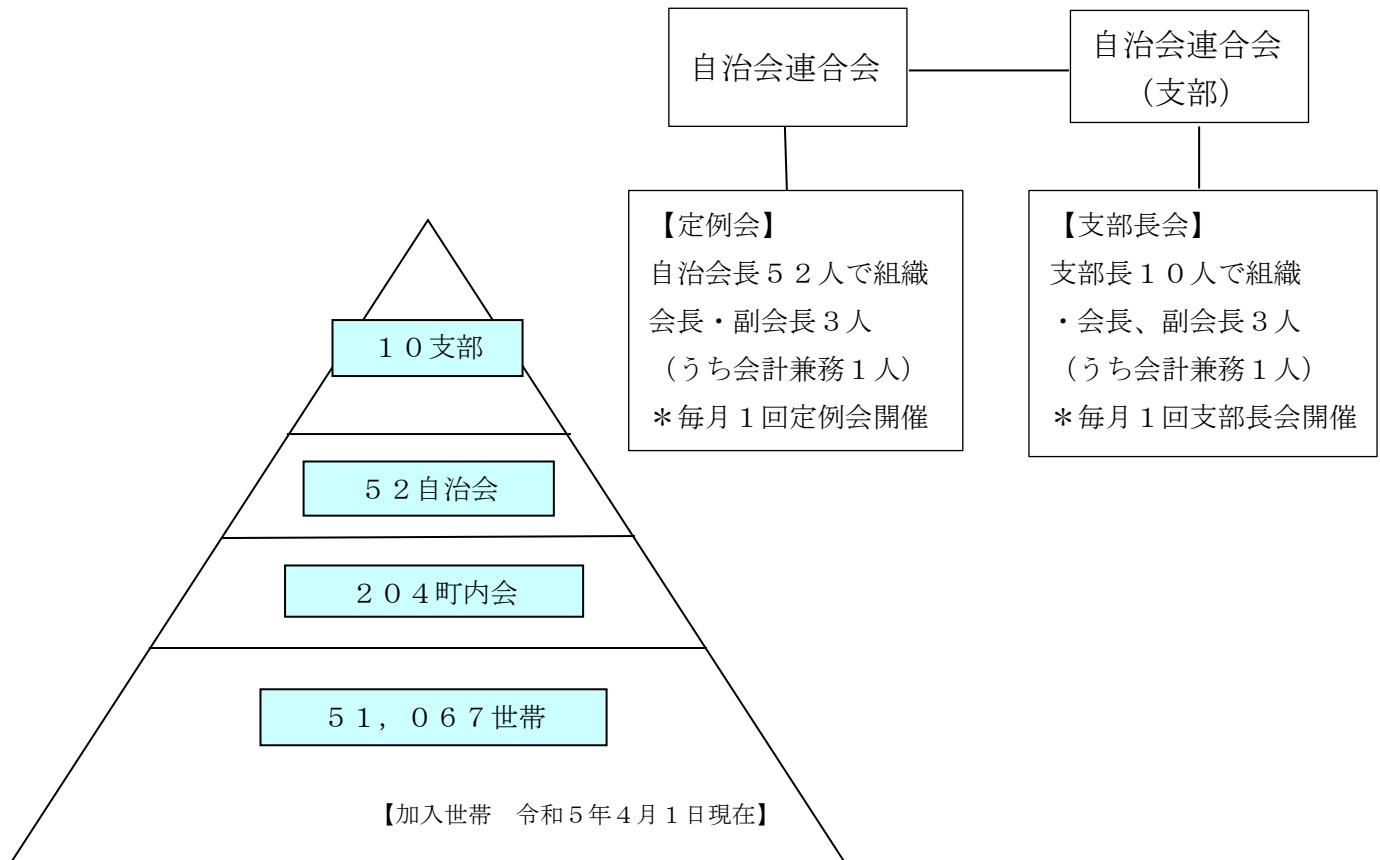
5. 藤枝市自治会連合会とは【事務局 ☎643-3189（協働政策課内）】

藤枝市内の各自治会長をもって組織される任意の団体です。市内の自治会相互の親睦と緊密な連絡を図り、自治会共通事業を推進し、市と協力して住民福祉と地方自治の発展に寄与することを目的としています。

（1）主な事業

- ① 防犯まちづくり推進活動事業
〈例〉 安全安心まちづくりの集いの実施等
- ② 地域安全推進活動事業防犯
〈例〉 自治会・町内会で行う地域安全活動（防犯パトロールや交通安全推進活動等）への活動費の交付等
- ③ 市民総ぐるみ交通安全活動事業
〈例〉 交通安全のぼり旗など啓発品の作成、配布等
- ④ 会員の資質の向上を図る研修事業
〈例〉 先進自治会への視察研修や近隣市との合同研修等

（2）藤枝市自治会連合会の組織図



6. 藤枝市 自治会・町内会一覧表

自治会名	町 内 会 名
瀬戸谷第 1	本郷
瀬戸谷第 2	たかね、中里
瀬戸谷第 3	滝沢、滝ノ谷
稲葉第 1	堀之内、谷稲葉
稲葉第 2	寺島、助宗、宮原
葉梨第 1	北方、白藤、西方
葉梨第 2	中ノ合、花倉、上川、横見、中田
葉梨第 3	上藪田、下藪田、藤枝サニーヒルズ、清里一丁目、清里二丁目、南清里、高田
葉梨第 4	時ヶ谷第1、時ヶ谷第2、時ヶ谷第3、時ヶ谷第4
広幡第 1	水守、八幡、鬼島、上当間
広幡第 2	下当間、仮宿、潮、横内
西益津第 1	長楽寺2、益津下、郡1、郡2、稻川
西益津第 2	大手、田中一丁目、田中二丁目、田中三丁目
西益津第 3	平島第1、平島第2、平島第3、平島第4
藤枝第 1	原第1、原第2、原第3、原第4、原第5、原第6
藤枝第 2	木町第1、木町第2、木町第3、木町第4、木町第5
藤枝第 3	栄、上伝馬、小坂
藤枝第 4	益津
藤枝第 5	岡出山一丁目、岡出山二丁目、岡出山三丁目
藤枝第 6	千才、長楽寺1
藤枝第 7	白子、下伝馬、左車
藤枝第 8	市部第1、市部第2、市部第3
藤枝第 9	藤岡一丁目、藤岡二丁目、藤岡三丁目、藤岡四丁目、藤岡五丁目
藤枝第 10	五十海東、五十海西
青島第 1	前島上東、前島上西、前島仲
青島第 2	田沼北、田沼中、田沼南

自治会名	町内会名
青島第3	日の出町、富士見町、小石川町、東町、メゾン・グランツ藤枝、マーカス・ザ・タワー藤枝
青島第4	駅前第1、駅前第2、駅前第3、喜多町、ファミール藤枝、サーパス西公園、エンブルエバー藤枝駅前
青島第5	駿河台一丁目、駿河台二丁目、駿河台三・五丁目、駿河台団地、駿河台西団地、メゾン駿河台、南駿河台一・二丁目、南駿河台三丁目、南駿河台四丁目、南駿河台五丁目、南駿河台六丁目
青島第6	青木北、青木西、青木東、青木南
青島第7	志太第1、志太第2、志太第3、志太第4、志太第5
青島第8	瀬戸新屋、水上、南新屋、新南新屋、芙蓉台、緑の丘
青島第9	追分、追分西、青葉町中、青葉町南
青島第10	一里山、三軒屋、光洋台、瀬戸、内瀬戸
青島第11	青南町上、青南町下
青島第12	瀬古第1、瀬古第2、瀬古第3、ふじみ台、県営瀬古団地
高洲第1	築地、築地上
高洲第2西	高柳上、高柳仁平
高洲第2北	高柳切島、高柳茶屋河原
高洲第2東	高柳大渕、高柳下、高柳巾溝
高洲第3	兵太夫南、兵太夫中、兵太夫北、兵太夫下
高洲第4	兵太夫上第1、兵太夫上第2、兵太夫上第3、兵太夫上第4、兵太夫上第5
高洲第5	大新島、与左衛門
大洲第1	大東町西、大東町北、大東町東、大東町南
大洲第2	善左衛門下、善左衛門上
大洲第3	弥左衛門、泉町、忠兵衛、青洲団地
大洲第4	源助、五平
岡部第1	廻沢、横添、岡部台、川原町、岡部
岡部第2	内一、内二第一、内二第二、内二第三
岡部第3	岡部南、岡部本郷、山東、三輪旭ヶ丘、三輪やよい、三輪、オレンジ、三輪向原
岡部第4	子持坂、入野、村良、桂島
岡部第5	羽佐間、殿、新舟、宮島、小園、青羽根、玉取

7. 自治会・町内会に関するよくあるお問い合わせ

Q 1 自治会・町内会にも個人情報保護法は適用されるのですか？

個人情報保護法が平成27年9月に改正され、平成29年5月30日に施行されました。改正後は、自治会や町内会などを含むすべての事業者にこの法律が適用されますので、次のことに注意し適切な管理・取り扱いをお願いします。

【法に定められた個人情報の取り扱いの注意点】

- ① 個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて、本人に伝えること。
- ② 個人情報は、決めた目的以外に使わないこと。
- ③ 個人情報を第3者に渡すときは、本人の同意を得ること。
- ④ 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」には応じること。
- ⑤ 取得した個人情報は安全に管理すること。

◆取り組み事例◆

- ・住所や電話番号などの個人情報は、必要な役員同士でのみ共有
- ・配布用の役員名簿には、役員の所属する組と氏名のみを記載



Q 2 町内会費等に各種募金や神社氏子会費などを含めて徴収してもいいですか？

各種募金や神社氏子会費などの集め方について、多くの住民から疑問や意見が寄せられています。

また、各種募金や寄付金を町内会費等から支払うことは、違法であると判断された裁判例も過去にあります。募金や寄付行為は、個人の自由意志であるため、会費から支払うという強制徴収の形式は、本来の趣旨に反します。あくまで、任意で行われるべきものであり、強制することはできませんので、ご注意ください。

◆取り組み事例◆

- ・町内会等とは別に氏子会を組織し、独立した会計を設置
- ・個別に会費を徴収し、氏子会として活動

【参考】氏子会費に関する判例

- ・自治会において、宗教関係費の支出を一般会計とは区別しないまま一括して区費を徴収する方法が、当該宗教を信仰しない者にとっては、事実上、宗教上の行為への参加を強制するものであるとされた事例（最高裁判平成20年4月3日）
- ・自治会費に含まれる神社関係費を拒絶した自治会員に対して、自治会員としての取り扱いをしなかった自治会の行為は神社神道を信仰しない自治会員の信教の自由を侵害し違法であるとして、神社関係費を拒絶した自治会員も自治会員として取り扱うことが認められた事例（佐賀地判平成14年4月12日）

Q 3 役員はどのように選出すればいいのですか？

役員のなり手がいないというのは、多くの自治会や町内会が抱える悩みです。役員の負担感が原因で選出するのが難しいと言われる場合が多いため、多くの方ができる限り負担感なく役員として活動できるよう、マニュアルの作成や、事務の効率化を進める必要があります。

コロナ禍を契機に、役員としてしなければならないことと、そうでないことの洗い出しを行ってみるのはどうでしょうか？

ちなみに、役員の選出方法として、立候補や組単位の持ち回りを採用しているところ、組ごと1人を推薦し、会員選挙を行う方法を用いているところ等があります。

令和5年度に作成した藤枝市の自治会事例集には、持続可能な地域自治の実現に向け、役員の選出方法を含めた様々な事例が掲載されています。ぜひ手に取ってみてください。

◆取り組み事例◆

- ・夏頃から次期役員への呼びかけを始める等、余裕を持った役員選定し、十分な引継ぎ期間を確保
- ・会員が多く集まる総会にて、役員への協力を呼びかけ

Q 4 脱会したいという人にはどのように働きかけばいいのですか？

高齢化や核家族化、共働き世帯の増加、さらには身体的、経済的な事情などから、自治会・町内会の活動に参加することや会費を支払うことが困難であるため、脱会したいという世帯もあります。こうした相談を受けた時は、簡単に可・不可を判断するのではなく、その人がそう思う背景を尋ねてみましょう。

地域の行事や付き合いが負担になっている場合は、これまでの活動を見直す（減らす・統合する）必要があるかもしれません。会費が負担になっているのであれば、一律に負担する会費の額を最低限に抑え、行事費などについては、参加費や寄付金でまかなうなどの工夫が必要です。これまでどおりの前例踏襲の活動ではなく、今の住民の生活を改めて見つめ直し、暮らしやすい生活のための自治会・町内会としての原点に立ち戻り、住民全員で話し合い決めていくことが大切です。

特に、前例踏襲の活動に疑問を抱いている人は地域内にその方だけとは限らないため、まずは自治会・町内会の役員や他の町内会長・自治会長と相談をして、脱会したい人の丁寧な話し合いの場を持ちましょう。

◆取り組み事例◆

- ・町内会等の活動や会費について、高齢者等に配慮した負担軽減の基準を設ける
- ・脱会希望者にアンケートを実施するなど、脱会理由を把握し、改善を図る

8. 自治会・町内会に関する書類等提出スケジュール

提出	通知	対象	提出書類等	担当課
4月	前年度 3月	自治会 町内会等	環境衛生功労者用表彰者推薦書 ※該当者がいる場合のみ	生活環境課 南館 3 階 ☎ 643-3681
		自治会 町内会	環境美化功労者用表彰者推薦書 ※該当者がいる場合のみ	
	前年度 12月	自治会 支部	保健委員連絡協議会役員推薦名簿	健康推進課 保健センター 2 階 ☎ 645-1111
5月	4月	自治会 町内会	自治会等事務費交付金 自治会・町内会加入世帯数調べ コミュニティ（宝くじ）助成事業補助金 交付申請 ※前年度に申請し、採択された事業に限る	協働政策課 東館 4 階 ☎ 643-3189
		自治会 町内会	無事故・無違反チャレンジ参加申込書 ※参加にご協力いただける場合	
		自治会 町内会	見守り防犯カメラ設置費補助金に係る 事前相談申込書 ※前年度に要望を提出した団体	交通安全・地域安全課 東館 4 階 ☎ 631-5553
		自治会 町内会	緑の募金	花と緑の課 東館 2 階 ☎ 643-3487
6月	4月	自治会 町内会	防犯灯電気料交付金申請書	交通安全・地域安全課 東館 4 階 ☎ 631-5553
	6月	自治会	高齢者交通安全教室参加申込書	
	5月	自治会	地域スポーツ振興交付金申請書兼請求書	スポーツ振興課 東館 4 階 ☎ 643-3126
	4月	自治会 町内会	環自協会費の納入	生活環境課 南館 3 階 ☎ 643-3681
7月	6月	自治会 町内会	①地区敬老事業助成金申請書 ②地区敬老事業実施計画書	地域包括ケア推進課 西館 1 階 ☎ 643-3225
	5月	自治会 支部	シニア大賞事業 推薦書	

提出	通知	対象	提出書類等	担当課
7月	5月	自治会 町内会	藤枝市社会福祉協議会会費	藤枝市社会福祉協議会 福祉センターきすみれ ☎ 667-2940
8月	5月	自治会 町内会	日本赤十字社会費	福祉政策課 西館 1階 ☎ 643-3148
9月	7月	自治会 町内会	見守り防犯カメラ設置要望書	交通安全・地域安全課 東館 4階 ☎ 631-5553
		自治会 町内会	防犯灯新設設置要望	
		自治会 町内会 等	コミュニティ（宝くじ）助成事業 申請書 ※次年度実施事業の要望	協働政策課 ☎ 643-3189 地域防災課 ☎ 643-2110 生涯学習課 ☎ 643-3047
		自治会 町内会	地区集会所新築・耐震補強・修繕等計画書 ※次年度実施事業の要望	協働政策課 ☎ 643-3189 地域包括ケア推進課 ☎ 643-3225
		自治会 町内会	今後10年間の地区集会所整備計画書	協働政策課 東館 4階 ☎ 643-3189
		自治会 町内会	地区敬老事業実施報告書	地域包括ケア推進課 西館 1階 ☎ 643-3225
10月	9月	自治会 町内会	赤い羽根共同募金	藤枝市社会福祉協議会 (市共同募金委員会) 福祉センターきすみれ ☎ 667-2940
		自治会 町内会	複十字シール募金	健康推進課 保健センター2階 ☎ 645-1111

提出	通知	対象	提出書類等	担当課
12月	9月	自治会 町内会	歳末たすけあい募金	藤枝市社会福祉協議会 (市共同募金委員会) 福祉センターきすみれ ☎ 667-2940
2月	12月	自治会 町内会	①自治協力委員 推薦書 ②町内会長 報告書	協働政策課 東館 4階 ☎ 643-3189
		自治会 町内会 等	①地域防災指導員(新規受講生) 推薦書 ②地域防災指導員継続確認表 ③自主防災会役員名簿	地域防災課 東館 2階 ☎ 643-2110
		自治会 町内会	交通安全指導員 推薦書	交通安全・地域安全課 東館 4階
	1月	自治会	無事故・無違反チャレンジ結果報告	☎ 631-5553
3月	12月	自治会 町内会	①環自協委員 変更届 ②環自協常任理事 変更届	生活環境課 南館 3階
		自治会 町内会	環境美化推進員 変更届	☎ 643-3681
		自治会 町内会	保健委員推薦名簿	健康推進課 保健センター 2階 ☎ 645-1111
	1月	自治会	①青少年補導員 推薦書 ②青少年補導員 承諾書及び委任状	生涯学習課 生涯学習センター内 ☎ 643-3047
	1月	自治会 町内会	広報配布者 報告書	総務課 東館 3階 ☎ 643-3228
	2月	自治会	自治協力委員会資料配布希望数	協働政策課 東館 4階 ☎ 643-3189

提出	通知	対象	提出書類等	担当課
隨時	4月	自治会 町内会	土木工事施工申請書（道路・河川）	道路課 東館2階 ☎ 643-3169
			交通規制要望書	
			交通安全施設設置要望書	
			位置指定道路整備事業費補助金事前調査申込書 ※申込者は道路敷所有者や住民 ※申込は原則として8月末まで	
			原材料支給・重機借り上げ申請書	
		町内会 等	治山工事施工要望書	農林基盤整備課 南館1階 ☎ 643-3350
			土木工事施工申請書（農業）	
		自治会 町内会	防犯灯設置費補助金申請書 ※LED灯での新設のみ前年度に要望が必要です	交通安全・地域安全課 東館4階 ☎ 631-5553
			見守り防犯カメラ設置費補助金申請書 ※5月以降隨時申請可能	
			集会所設置費補助金	
隔年等	前年度 7月	自治会 町内会	地域防災拠点施設整備事業補助金	協働政策課 地域包括ケア推進課 ☎ 643-3225
			民生委員・児童委員定数見直しに係る要望書 ※3年に一度（次回提出は令和6年度）	
	5月	自治会 町内会	スポーツ推進委員 推薦書 ※2年に一度（次回提出は令和7年度）	福祉政策課 西館1階 ☎ 643-3148
	12月	自治会	民生委員・児童委員候補者個人別調書 ※3年に一度（次回提出は令和6年度）	スポーツ振興課 東館4階 ☎ 643-3126
		自治会 町内会		福祉政策課 西館1階 ☎ 643-3148

9. 自治会・町内会への各種補助金等や市への要望、依頼する募金・会費等の一覧

(1) 補助金等

内 容	担当課	ページ
①自治会等事務費交付金	協働政策課	1 8
②防犯灯電気料交付金	交通安全・地域安全課	1 8
③地域スポーツ振興交付金	スポーツ振興課	1 9
④地区敬老事業助成金	地域包括ケア推進課	1 9
⑤防犯灯設置費補助金 ※蛍光灯から LED への切替・修繕	交通安全・地域安全課	2 0
⑥資源・不燃ごみ分別収集協力奨励交付金	生活環境課	2 0

(2) 前年度に要望書の提出が必要な補助金等

内 容	担当課	ページ
①コミュニティ事業（宝くじ）補助金	協働政策課	2 1
②見守り防犯カメラ設置費補助金	交通安全・地域安全課	2 1
③位置指定道路整備事業費補助金事前調査申込書	道路課	2 1
④防犯灯設置費補助金※LED 灯での新設	交通安全・地域安全課	2 2
⑤集会所設置費補助金 ※新築・改築・増築・修繕・耐震・老人憩いの家備品購入	協働政策課 地域包括ケア推進課	2 3
⑥地域防災拠点施設整備事業補助金	協働政策課	2 5

(3) 市への要望等

内 容	担当課	ページ
①治山工事施行要望書	農林基盤整備課	2 6
②原材料支給		2 6
③重機借り上げ		2 6
④土木工事施工申請	道路課・河川課 農林基盤整備課	2 7
⑤交通安全施設設置要望	道路課	
⑥交通規制要望		2 8

(4) 依頼する募金や会費 ※任意であり強制ではありません

内 容	担当課	ページ
①緑の募金	花と緑の課	2 9
②複十字シール募金	健康推進課	2 9
③赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金	藤枝市社会福祉協議会	2 9
④環自協会費	生活環境課	3 0
⑤藤枝市社会福祉協議会会費	藤枝市社会福祉協議会	3 0
⑥日本赤十字社会費	福祉政策課	3 0

(1) 補助金等

No.	申請時期	名称	目的	補助対象	補助金額	支払時期	備考	担当課
①	4月	自治会等事務費交付金	自治会等の運営に要する財政負担を軽減するため	4/1 現在において自治会・町内会が報告する加入世帯数を基準に自治会等の運営に要する経費	1,050 円／世帯	前期…6月 後期…10月	自治会長が取りまとめて申請し、自治会口座へ振込	協働政策課 東館4階 ☎643-3189
②	4月～5月頃	防犯灯電気料交付金	防犯灯維持管理に要する自治会等の財政負担を軽減するため	自治会・町内会が維持管理する防犯灯に要する電気料	前期・後期ともに次の①、②のとおり交付金額を算出 ①LED 灯数×LED 電気料平均単価×6か月×3/4 ②蛍光灯灯数×蛍光灯電気料平均単価×6か月×3/4 ※電気料平均単価は、次の区分をもとに前期・後期毎算出 ○LED 灯区分:10 ワットまで ○LED 灯以外の防犯灯区分:20～40 ワットまで ※ 4月分の電気料領収書の灯数で交付金を算出する	前期…9月 後期…2月	管理する自治会・町内会が申請。自治会または町内会が申請した口座へ振込	交通安全・地域安全課 東館4階 ☎631-5553

No.	申請時期	名称	目的	補助対象	補助金額	支払時期	備考	担当課
③	5月頃	地域スポーツ振興交付金	地域におけるスポーツの振興を図るため	スポーツに関するイベントの開催及びその他地域におけるスポーツの振興に資する事業	平等割額と人口割額の合計額とする ①平等割額は予算額の40%に相当する額を自治会数で除して得た額 ②人口割額は予算額の60%に相当する額に前年度3/31現在における自治会・町内会別人口に基づく当該自治会の人口を全自治会人口で除して得た値を乗じて得た額	6月頃	支部または自治会ごとに申請。	スポーツ振興課 東館4階 ☎643-3126
④	7月	地区敬老事業助成金	各地区等にて開催される敬老事業の財政負担軽減のため	地区敬老会の経費	75歳以上の高齢者数×1,700円	8月	7月 交付申請 9～10月 実績報告 実施主体ごとに申請	地域包括ケア推進課 西館1階 ☎643-3225

No.	申請時期	名 称	目的	補助対象	補助金額	支払時期	備 考	担当課
⑤	隨時	防犯灯設置費 補助金 【 萤光灯から LEDへの切替・修 繕】 ※年度末に1年 間分をまとめて 申請すると、予算 の都合上、交付で きなくなる恐れ がありますので、 定期的な提出に ご協力をお願い します。	環境及び経済 面を考慮した 維持管理によ り、持続的な 地域の防犯体 制推進を支援 するため	自治会・町内会が 維持管理する 既存防犯灯の ①萤光灯から LED灯への切替 ②修繕 ・LEDの故障、球切 れによる器具交換 等 ・ポール等の修繕 ・配線器具の修繕・ 交換等	①萤光灯から LED 灯への 切替 施工金額×2/3 以内 ※上限 15,000 円 ②修繕 施工金額×1/2 以内 ※上限 7,000 円 《注意》 「萤光灯を利用した防犯灯 にかかる修繕及び防犯灯の 撤去のみ」は補助対象外とな ります	①4~6月 提出分 …8月交付 ②7~9月 提出分 …11月交付 ③10~12月 提出分 …2月交付 ④1~3月 提出分 …5月交付	維持管理 する自治 会・町内 会が申 請。自治 会または 町内会が 申請した 口座へ振 込。	交通安全・地域安全課 東館4階 ☎631-5553
⑥	不要	資源・不燃ごみ 分別収集協力 奨励交付金	市民の循環型 社会構築への 思考を啓発し、住みよい 生活環境を作 るため	各種ごみの分別 等への協力に対 し、町内会（自治 会）へ奨励金を交 付する。 ※納入された環 自協会費の世帶 数を基準とする	単価×世帯数 《予定》 令和6年度単価=172 円 ※生ごみ分別地区=200 円	2月	環自協会 費納入世 帯数を基 準とする ため申請 不要。	生活環境課 (環自協事務局) 南館3階 ☎643-3681

(2) 前年度に要望書の提出が必要な補助金等

No.	申請時期	名称	目的	補助対象	補助金額	支払時期	備考	担当課
①	5月	コミュニティ (宝くじ) 補助金 ※前年度9月に 申請し、採択 された自治会・ 町内会が対象	地域や組織の 実施するコ ミュニティ活動 の推進や健全 な発展を図る ため	一般コミュニティ助成 事業 (コミュニティ活動 に直接必要な備品)	100万～250万円 (10万円未満切り捨てで 10/10以内の助成)	概算払い又は 実績報告書 提出後、随 時	自治総合セ ンターで審 査されるた め、必ず採 択になると は限りませ ん。	協働政策課 東館4階 ☎643-3189
②	5月 以降 隨時	見守り防犯カメラ 設置費補助金	自治会又は 町内会が主 体となつた 防犯活動を 支援するた め	①防犯カメラの 購入及び設置費用 ②防犯カメラを設 置していることを 示す看板の 製作及び設置費用	対象経費の9/10以内 ※限度額:30万円/カメラ1台 ※台数 各年度1団体2台 まで	概算払い又は 実績報告書 提出後、随 時		交通安全・地域安全課 東館4階 ☎631-5553
③	隨時	位置指定道路整 備事業費補助金 事前調査申込書	良好な市街 地形成確保 と生活の利 便性向上の ため	舗装されていない 位置指定道路のア スファルト舗装工 事等	交付申請額と市長が積算 基準等に基づき別に定め る補助金基準額を比較し て、いずれか少ない額。(千 円未満切り捨て)	実績報告書 提出後、随 時	原則とし て8月末 までに申 請	道路課 東館2階 ☎643-3169

No.	申請時期	名 称	目的	補助対象	補助金額	支払時期	備 考	担当課
④	随時	防犯灯設置費補助金 【LED灯での新設】 ※新設は原則として、前年度に要望書を提出し、4月に決定があったもの	地域が推進する防犯体制を支援するため	自治会・町内会が維持管理する防犯灯の新設の経費 ※LED灯のみ対象	LED 灯での新設 (共架) 15,000 円 (ポール) 25,000 円	①4～6月提出分 …8月交付 ②7～9月提出分 …11月交付 ③10～12月提出分 …2月交付 ④1～3月提出分 …5月交付	維持管理する自治会・町内会が申請。自治会または町内会が申請した口座へ振込。	交通安全・地域安全課 東館4階 ☎ 631-5553

No.	申請時期	名 称	目 的	補助対象	補助金額	支払時期	備 考	担当課
⑤	随時	集会所設置費 補助金 ※前年度9月 に、要望書を 提出した自治 会・町内会が対 象	藤枝市内 の 地域住民の 自治意識の 向上及び生 活文化の振 興を推進す るため	集会所新築・改築・ 購入の経費 集会所増築・修繕の 経費 老人憩いの家（単独） 増築・修繕の経費	対象経費の1/3以内 ※限度額：①②のいずれか多い額 ①800万円 ②世帯数×1万円+600万円 ※生涯学習又は、健康づくり推 進を図るための機能（常設で30 m ² 以上の部屋）を有する場合や、 老人憩いの家を併設・設置した 場合は、加算有り 対象経費の1/3以内 ※限度額：「当補助金」と「地域 防災拠点施設整備事業補助金」 の補助金額の合計が3年間で 100万円（老人憩いの家を併設 している場合で、増築又は修繕 したときは、補助金額の合計が 3年間で200万円） 対象経費の1/2以内 ※限度額：3年間で補助金額 合計が100万円以内	実績報告書 提出後、隨時		協働政策課 東館4階 ☎ 643-3189

No.	申請時期	名 称	目的	補助対象	補助金額	支払時期	備 考	担当課
⑤	随時	集会所設置費 補助金 ※前年度9月 に、要望書を 提出した自治 会・町内会が対 象	藤枝市内の 地域住民の 自治意識の 向上及び生 活文化の振 興を推進す るため	①昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築さ れた集会所 ②同日において工 事中であった集会所 ①②のうち、耐震 診断の結果に基づ き行う、耐震補強 計画策定、工事に 要する経費 老人憩いの家 備品購入の経費	耐震補強計画策定費： 対象経費の 2/3 以内 ※木造集会所：限度額 20 万円 鉄骨造り等：限度額 120 万円 耐震補強工事費： 対象経費の 1/3 以内 ※限度額 300 万円 対象経費の 1/2 以内 ※限度額：5 年間で 50 万円	実績報告書 提出後、隨時	耐震診断 費用の補 助制度に ついては、 建築住宅 課にご相 談ください。	協働政策課 東館 4 階 ☎ 643-3189

No.	申請時期	名 称	目 的	補助対象	補助金額	支払時期	備 考	担当課
⑥	隨時	地域防災拠点施設整備事業補助金 ※前年度9月に、要望書を提出した自治会・町内会が対象	地域防災拠点施設の防災対策を推進するため	<p>【対象施設】</p> <p>災害時に自主防災会組織本部を設営する地区集会所のうち、下記①②のいずれかのもの</p> <p>①昭和56年6月1日以降に建設された集会所</p> <p>②耐震工事を実施済みの集会所</p> <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源切替工事 ・ガラス飛散防止工事 	<p>対象経費の1/2以内</p> <p>※限度額：</p> <p>「当補助金」と「集会所設置費補助金(増築・修繕)」の補助金額の合計が3年間で100万円</p> <p>※老人憩いの家を併設している場合で、その部分を併せて電源切替工事又はガラス飛散防止工事をしたとき：限度額+100万円</p>	実績報告書提出後、隨時		協働政策課 東館4階 ☎643-3189

(3) 市への要望等

No.	申請時期	名 称	要望対象	要望内容	支払時期	備 考	担当課
①	5月	治山工事施行 要望書	山林で保全すべき対象 (農林業施設・道路・人 家など) がある	要望書は農林基盤整備課に提出 その後、現地調査の結果、必要と認 められるもの ※予算、現場状況、採択基準等に より施行できない場合があります	市が業者に 発注し、 業者に支払 います		農林基盤整備課 南館1階 ☎643-3350
②	6月 頃	原材料支給	受益が2戸以上ある農 業用施設を地元で施工 する工事に対するもの ※立会いの上必要と認 められたもの	・申請書は農林基盤整備課に提出、 その後、現地審査を実施 ・その年度の申請件数によって 上限額を決定し、その範囲内で必要 とする額	完了報告書 提出後、 業者に対し 支払います		農林基盤整備課 南館1階 ☎643-3350
③	隨時	重機借り上げ	受益が2戸以上ある農 業用施設工事の重機等 借上げに対するもの ※立会いの上必要と認 められたもの	申請書は農林基盤整備課に提出、 その後、現地審査を実施	市が業者に 発注し、 業者に支払 います		農林基盤整備課 南館1階 ☎643-3350

No.	申請時期	名 称	要望対象	要望内容	支払時期	備 考	担当課
④	隨時	土木工事施工申請	<ul style="list-style-type: none"> ・道路側溝の設置等による道路改良や拡幅 ・河川、水路の改修工事 ・堆積した土砂の浚渫 ・農業施設(受益が2戸以上あるもの) 	<p>申請書は道路課・河川課・農林基盤整備課に提出、その後、内容と現地を審査し、緊急度や町内会の優先順位に基づき事業計画を作成し実施</p> <p>※利害関係者がいる場合は事前の承諾を得てください</p> <p>※予算等により施工出来ない場合があります</p> <p>※実施する場合は全額市費</p>		市が業者に発注し、業者に支払います	道路課 東館2階  643-3169 河川課 東館2階  643-3516 農林基盤整備課 南館1階  643-3350

No.	申請時期	名 称	要望対象	要望内容	支払時期	備 考	担当課
⑤	随時	交通安全施設設置要望 ※補助金の申請ではなく設置の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・カーブミラー 〔片・両面〕(新設) ・道路区画線 (新設・塗直し) ・転落防止柵 (新設・補修) ・道路照明灯(新設) ・カラー舗装 (新設・塗直し) ・その他安全施設 (新設) 	<p>要望書は道路課に提出 その後、現地を調査し、緊急度の高い箇所から実施</p> <p>※利害関係者がいる場合は、事前の承諾を得てください ※予算、現場状況等により施工出来ない場合があります ※実施する場合は全額市費</p>	市が業者に発注し、業者に支払います		道路課 東館2階 ☎643-3169
⑥	随時	交通規制要望 ※補助金の申請ではなく規制の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道 ・一旦停止 ・交通信号機 ・速度規制 ・その他規制 	<p>要望書は道路課に提出 その後、お預かりした要望書を藤枝警察署に提出</p> <p>※実施する、しないの判断は公安委員会(警察署)が行い、実施は警察署が警察予算で行います</p>	警察が業者に発注し、業者に支払います		道路課 東館2階 ☎643-3169

(4) 依頼する募金や会費 ※任意であり強制ではありません

No.	時期	名 称	使 途	担当課
①	4月～5月	緑の募金	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、町内会等の緑化活動の支援 ・花と緑のフェスタ in ふじえだ（植木まつり）時の緑化推進活動 ・市域での森林整備や植樹活動などの支援 ・県民参加の森づくりの促進、緑化の普及啓発 ・震災被害地の防災林等の整備や居住地域周辺の緑化復興等の支援 	花と緑の課 東館2階 ☎ 643-3487
②	9月～10月	複十字シール募金	<ul style="list-style-type: none"> ・結核や肺がんなど胸部に関する疾患の知識の啓発と予防意識の高揚 ・県結核予防婦人会藤枝支部による胸部疾患の予防啓発活動を助成 ・胸部疾患がまん延している途上国への支援 ・結核予防団体の支援・調査研究・国際協力 	健康推進課 保健センター ☎ 645-1111
③	10月～12月	赤い羽根共同募金 歳末たすけあい募金	<p>【赤い羽根共同募金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設の機器整備や建物の補修など ・市社会福祉協議会が行う地域福祉活動の推進（地区社協、福祉教育、ボランティア活動、災害ボランティア運営訓練、福祉車両の貸出、生活困窮者の支援、地域で行う福祉推進事業への助成など） ・大規模災害に備える「災害等準備金」 <p>【歳末たすけあい募金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市社会福祉協議会が行う「年越し支援金」として、支援を必要とする世帯へ見舞金贈呈 	藤枝市社会福祉協議会 (市共同募金委員会) 福祉センターきすみれ ☎ 667-2940

No.	時期	名 称	使 途	担当課
④	4月上旬～ 6月末日	環自協会費	環境衛生自治推進協会の運営費、活動費	生活環境課 (環自協事務局) 南館 3階 ☎ 643-3681
⑤	5月上旬～ 7月上旬	藤枝市社会福祉協議会会費	・地区社会福祉協議会活動の支援 ・ふれあいサロンやふれあい会食会活動の支援 ・小中学校等での福祉教育推進 ・ボランティア活動の支援 ・生活サポートサービス「キー坊大縁隊」事業など	藤枝市社会福祉協議会 福祉センターきすみれ ☎ 667-2940
⑥	5月上旬～ 8月下旬	日本赤十字社会費	・災害救助活動 ・献血事業 ・救急法の講習 ・赤十字奉仕団・青少年赤十字活動 ・国際活動(紛争地域支援) など	福祉政策課 (日赤藤枝市地区事務局) 西館 1階 ☎ 643-3148

10. 各種委員一覧 ~市に係る各種委員一覧~

各種委員名称	担当課
1. 自治協力委員	協働政策課
2. 藤枝市交通安全指導員	交通安全・地域安全課
3. 藤枝市地域防災指導員	地域防災課
4. 藤枝市環境衛生自治推進協会委員	生活環境課
5. 環境美化推進員	生活環境課
6. スポーツ推進委員	スポーツ振興課
7. 民生委員・児童委員	福祉政策課
8. 保健委員	健康推進課
9. 藤枝市青少年補導員	生涯学習課
10. 保護司	市民相談センター
11. 人権擁護委員	市民相談センター
12. 行政相談委員	市民相談センター
13. 消防団員	地域防災課



1. 自治協力委員

担当課	協働政策課 (643-3189)																		
根拠法令等	藤枝市自治協力委員設置規則																		
任 期	原則 2 年																		
報 酬	<p>月額 23,000 円 ※委員報酬は、源泉徴収（税率 3.063%）の対象となります。 1 月下旬に、出納室から各自治協力委員宛に、1 年分の源泉徴収額についての通知を送付します。 ※月 1 回自治協力委員会に出席された場合は、自宅から会議会場までの距離に応じて交通費を支給</p>																		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対する通達事項の周知徹底に関すること (各課より配布物の依頼、月 1 回) (社会福祉事業への協力(日赤、共同募金、歳末助け合い運動)) 自治会内の苦情、要望などの聴聞処理に関すること 簡易的な調査等に関すること (各課より提出物の依頼) (行政協力団体等の委員の選出の依頼) 																		
身分補償 (委員の業務上、及び往復路の災害についての補償)	<p>【公務災害を適用】</p> <table border="1"> <tr> <td>療養補償</td><td>療養に必要な費用</td></tr> <tr> <td>休業補償</td><td>基礎額 × 60 / 100 × 休業日数</td></tr> <tr> <td>傷病補償年金</td><td>等級に応じて</td></tr> <tr> <td>障害補償年金</td><td>障害等級に応じて</td></tr> <tr> <td>障害補償一時金</td><td>障害等級に応じて</td></tr> <tr> <td>介護補償</td><td>介護に要する費用</td></tr> <tr> <td>遺族補償年金</td><td>遺族の人数に応じて</td></tr> <tr> <td>遺族補償一時金</td><td>基礎額 × 400 又は 基礎額 × 400 - 支給済み遺族補償年金額</td></tr> <tr> <td>葬祭補償</td><td>基礎額 × 30 + 315,000 円</td></tr> </table>	療養補償	療養に必要な費用	休業補償	基礎額 × 60 / 100 × 休業日数	傷病補償年金	等級に応じて	障害補償年金	障害等級に応じて	障害補償一時金	障害等級に応じて	介護補償	介護に要する費用	遺族補償年金	遺族の人数に応じて	遺族補償一時金	基礎額 × 400 又は 基礎額 × 400 - 支給済み遺族補償年金額	葬祭補償	基礎額 × 30 + 315,000 円
療養補償	療養に必要な費用																		
休業補償	基礎額 × 60 / 100 × 休業日数																		
傷病補償年金	等級に応じて																		
障害補償年金	障害等級に応じて																		
障害補償一時金	障害等級に応じて																		
介護補償	介護に要する費用																		
遺族補償年金	遺族の人数に応じて																		
遺族補償一時金	基礎額 × 400 又は 基礎額 × 400 - 支給済み遺族補償年金額																		
葬祭補償	基礎額 × 30 + 315,000 円																		
選出人数	各自治会ごとに 1 人																		
選出人数の 算出根拠	自治協力委員設置規則第 2 条 委員は、市内各自治会ごとに 1 人を置き、自治会の住民の推薦により、市長が委嘱する。																		
自治会町内会から 選出する根拠	自治協力委員設置規則第 2 条 委員は、市内各自治会ごとに 1 人を置き、自治会の住民の推薦により、市長が委嘱する。																		

2. 藤枝市交通安全指導員

担当課	交通安全・地域安全課（631-5553）								
根拠法令等	藤枝市交通安全指導員会規約								
任期	原則2年								
報酬	活動実績に応じて事業予算内で報償支給（年1回）								
業務内容	<p>市民の交通知識と交通道徳の高揚を図り、交通安全の確保を推進するため次の事項を遂行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①街頭における交通指導 <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティスクールゾーン運動（1学期間集中的に行う街頭指導） ・各季交通安全運動・交通事故ゼロの日・県交通指導員会一斉街頭指導 ・新入学児童・保護者に対する交通事故防止キャンペーン活動 ②市民に対する交通安全教育 <ul style="list-style-type: none"> ・「交通安全リーダーと語る会」における交通安全指導 ③その他、市民の交通安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・地元自治会等関係団体からの派遣要請による地域の行事等における交通事故防止活動（街頭指導） <p>※業務は、制服を着用して行います。</p> 								
身分補償 (委員の業務上、及び往復路の災害についての補償)	<p>●委嘱 各小学校区の自治会の推薦を受けて、藤枝市交通安全対策協議会長（市長）が委嘱</p> <p>●ボランティア保険 補償金額</p> <table border="1"> <tr> <td>死亡・後遺障害</td> <td>通院</td> <td>入院</td> <td>賠償責任（対人・対物）</td> </tr> <tr> <td>3,000万円</td> <td>5,000円/日</td> <td>8,000円/日</td> <td>2億円（上限）</td> </tr> </table> <p>補償期間：1年（毎年更新）</p>	死亡・後遺障害	通院	入院	賠償責任（対人・対物）	3,000万円	5,000円/日	8,000円/日	2億円（上限）
死亡・後遺障害	通院	入院	賠償責任（対人・対物）						
3,000万円	5,000円/日	8,000円/日	2億円（上限）						
選出人数	地元自治会と交通安全指導員会（主に各小学校区班長）において協議の上、必要と認めた人数								
自治会町内会から選出する根拠	藤枝市交通安全指導員は、地元における児童・生徒等の安全確保のために街頭指導を実施するなど地域に密着した活動を行っているため。								

3. 藤枝市地域防災指導員

担当課	地域防災課 (643-2110)								
根拠法令等									
任 期	概ね3年以上（諸事情による場合は、その限りではない）								
報 酬	なし								
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会長の補佐役 ・自主防災組織に対する個別指導 ・地域、事業所における実践的な訓練の普及促進 ・県や市からの防災情報の伝達、提供、広報、主要施策の推進協力 								
身分補償 (委員の業務上、及び往復路の災害についての補償)	<p>【講習受講者】 講習受講期間において傷害保険に加入</p> <table border="1"> <tr> <td>死亡・後遺障害見舞金</td> <td>900万円（疾病720万円）</td> </tr> <tr> <td>入院見舞金（日額）</td> <td>3,500円（疾病2,800円）</td> </tr> <tr> <td>通院見舞金（日額）</td> <td>2,000円（疾病1,600円）</td> </tr> <tr> <td>賠償責任保険</td> <td>1億5,000万円</td> </tr> </table>	死亡・後遺障害見舞金	900万円（疾病720万円）	入院見舞金（日額）	3,500円（疾病2,800円）	通院見舞金（日額）	2,000円（疾病1,600円）	賠償責任保険	1億5,000万円
死亡・後遺障害見舞金	900万円（疾病720万円）								
入院見舞金（日額）	3,500円（疾病2,800円）								
通院見舞金（日額）	2,000円（疾病1,600円）								
賠償責任保険	1億5,000万円								
選出人数	各自主防災会概ね2名以上								
選出人数の算出根拠	自主防災会長の補佐として業務を執行するために必要な人数								
自治会町内会から選出する根拠	自主防災会長の補佐役として活躍していただくため。								

4. 藤枝市環境衛生自治推進協会委員

担当課	生活環境課（643-3681）								
根拠法令等	藤枝市環境衛生自治推進協会規約								
任期	原則2年								
報酬	委員日当（会議）1,000円／回								
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別について、排出者に対し集積所での指導、管理に関するこ ・町内会内の環境衛生及び美化に関するこ (防虫防疫等の薬剤散布、側溝清掃、空き地や不法投棄の監視) ・ごみ集積所の維持管理に関するこ ・環境衛生事業への協力等 								
身分補償 (委員の業務上、及び往復路の災害についての補償)	<p>民間保険会社のボランティア保険に加入</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>賠償</td><td>1億5千万円</td></tr> <tr> <td>死亡</td><td>650万円</td></tr> <tr> <td>入院</td><td>4,500円/日</td></tr> <tr> <td>通院</td><td>2,500円/日</td></tr> </table>	賠償	1億5千万円	死亡	650万円	入院	4,500円/日	通院	2,500円/日
賠償	1億5千万円								
死亡	650万円								
入院	4,500円/日								
通院	2,500円/日								
選出人数	各町内会ごとに概ね1名 役員等含め全体で226名								
選出人数の算出根拠	藤枝市環境衛生自治推進協会規約 第4条 各町内会を班とし、各班に委員をおく								
自治会町内会から選出する根拠	藤枝市環境衛生自治推進協会規約 第4条 委員は町内会の環境衛生に関する事業を推進する								

5. 環境美化推進員

担当課	生活環境課 (643-3681)								
根拠法令等	まちをきれいにする条例								
任期	原則2年								
報酬	なし								
業務内容	<p>●環境美化活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境美化の指導、ごみのポイ捨てに対する注意・指導 ・町内会内での不法投棄、落書き、不適切な管理の空き地などの通報 ・毎年5月最終日曜日に実施する、統一美化キャンペーンへの協力 								
身分補償 (委員の業務上、及び往復路の災害についての補償)	<p>市長より委嘱状交付</p> <p>民間保険会社のボランティア保険に加入</p> <table border="1"> <tr> <td>賠償</td><td>1億5千万円</td></tr> <tr> <td>死亡</td><td>650万円</td></tr> <tr> <td>入院</td><td>4,500円/日</td></tr> <tr> <td>通院</td><td>2,500円/日</td></tr> </table>	賠償	1億5千万円	死亡	650万円	入院	4,500円/日	通院	2,500円/日
賠償	1億5千万円								
死亡	650万円								
入院	4,500円/日								
通院	2,500円/日								
選出人数	<ul style="list-style-type: none"> ・各町内会ごとに1名（小石川町内会は2名） ・各保勝会より概ね1名 <p>合計 219名</p>								
選出人数の算出根拠	<p>まちをきれいにする条例</p> <p>第7条 各地区において環境美化活動を推進するのに必要な人数</p>								
自治会町内会から選出する根拠	<p>まちをきれいにする条例</p> <p>第7条 各町内会ごとに環境美化活動を推進してもらうため</p>								

6. スポーツ推進委員

担当課	スポーツ振興課（643-3126）																				
根拠法令等	藤枝市スポーツ推進委員規則																				
任期	原則2年																				
報酬	委員報酬(会議)5,000円／回(委員長5,500円) 指導謝礼(実技)3,000円／回																				
業務内容	<p>①会議:委員会(年7回／全員) 運営委員会(年7回／運営委員のみ)</p> <p>②スポーツの実技指導を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペタンク・ワンバウンドふらば～るバレーボール等各種教室・大会の運営 (教室:前期5月～6月、後期9月～10月、各7回程度実施) <p>③スポーツ活動促進のための組織の育成を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のスポーツクラブ等の育成 <p>④学校等の教育機関、地区交流センター等の行政機関及びスポーツ団体やその他の団体が行う行事、事業に関し協力すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ&健康フェスタ、藤枝リバティ駅伝、ふじえだマラソン等 <p>⑤市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること</p> <p>⑥スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと</p>																				
身分補償 (委員の業務上、及び往復路の災害についての補償)	<p>【スポーツ安全保険】</p> <p>■傷害保険(金額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">64歳以下</th> <th colspan="2">65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡</td> <td>2,000万円</td> <td>死亡</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害(最高)</td> <td>3,000万円</td> <td>後遺障害(最高)</td> <td>900万円</td> </tr> <tr> <td>入院(1日につき)</td> <td>4,000円</td> <td>入院(1日につき)</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>通院(1日につき)</td> <td>1,500円</td> <td>通院(1日につき)</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■賠償責任保険 ■突然死葬祭費用保険 ※公務災害も適用可能</p>	64歳以下		65歳以上		死亡	2,000万円	死亡	600万円	後遺障害(最高)	3,000万円	後遺障害(最高)	900万円	入院(1日につき)	4,000円	入院(1日につき)	1,800円	通院(1日につき)	1,500円	通院(1日につき)	1,000円
64歳以下		65歳以上																			
死亡	2,000万円	死亡	600万円																		
後遺障害(最高)	3,000万円	後遺障害(最高)	900万円																		
入院(1日につき)	4,000円	入院(1日につき)	1,800円																		
通院(1日につき)	1,500円	通院(1日につき)	1,000円																		
選出人数	58名(市推薦6名、自治会推薦52名【各自治会1名ずつ】)																				
選出人数の算出根拠	藤枝市スポーツ推進委員規則により全体人数について60名以内と規定。各自治会1名の選出については、市及び地区において、スポーツの普及・推進を行うために必要な人数。																				
自治会町内会から選出する根拠	<p>①スポーツ推進委員は、地域におけるスポーツの普及・推進を図るという大きな役割があり、自治会という単位にスポーツ推進委員が1名いるということは非常に重要なことであること。</p> <p>②スポーツ推進委員には、地域における先導役、また行政とのパイプ役としての役割が求められている。(非常勤公務員としての位置付け)</p> <p>③自治会等に交付する地域スポーツ振興交付金の有効活用を図るために、スポーツ推進委員が活用方策の企画・提案、運営・実施などを担う中心的な役割が求められている。</p>																				

7. 民生委員・児童委員

担当課	福祉政策課 (643-3148)
根拠法令等	民生委員法、児童福祉法
任期	原則3年間
報酬	無報酬（但し、年5万円程度の活動費を支給）
業務内容	<p>◆会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区定例会(年12回／全員) ※地区民児協により異なりますので、民児協会長にご確認ください。 ・主任児童委員連絡会（年12回／主任児童委員のみ） <p>◆民生委員・児童委員の職務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の生活状態を必要に応じ適切に把握 ・援助を必要とする人に生活相談、助言、そのほかの援助 ・援助を必要とする人に福祉サービスの情報提供 ・関係行政機関の業務に協力 ・社会福祉事業者等と連携した事業実施、活動への支援 ・住民の福祉増進を図るための活動 ・児童の健全育成に関する活動への援助、協力 <p>◆主任児童委員の職務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉関係機関と地区担当民生委員・児童委員との連絡調整 ・地区担当民生委員・児童委員の活動に対する援助、協力
身分補償 (委員の業務上、及び往復路の災害についての補償)	<p>厚生労働大臣・県知事による委嘱 (地方公務員法第3条第3項の非常勤特別職の地方公務員に該当→行政実例による)</p> <p>◆ボランティア活動保険基本プラン、民生委員・児童委員活動保険に加入 死亡保険金、後遺症障害保険金、入院保険金、通院保険金、賠償責任保険金</p> <p>◆全国民生委員互助共励事業</p> <p>公務給付（公務死亡、公務傷害、公務傷病）</p> <p>一般給付（死亡弔慰、傷病見舞、災害見舞、退任慰労）</p>
選出人数	市内全域で244名（民生委員法第4条による）※24名の主任児童委員含む
選出人数の算出根拠	人口10万人以上の市の場合、170から360までの世帯ごとに民生委員・児童委員1名 主任児童委員は、民生委員法第20条の規定に基づき組織された地区民児協（12地区）の規模による。 民生委員・児童委員の定数39人以下の場合は2人、民生委員・児童委員の定数40人以上の場合は3人
自治会町内会から選出する根拠	業務に適した人物を選出するため、地域事情に精通している自治会町内会の選出としている。
参考	民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参照して、都道府県の条例で定める。 条例を定めるに当たっては、都道府県知事は、あらかじめ、区域を管轄する市町村長の意見を聴くものとする。

8. 保健委員

担当課	健康推進課（645-1111）																		
根拠法令等	藤枝市保健委員設置要綱、藤枝市保健委員連絡協議会会則																		
任期	原則2年																		
報酬	なし																		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の健康増進 ・健康づくりに関する知識の習得 ・行政の行う保健事業の啓蒙及び連絡協力 ・結核予防の普及啓発 等 																		
身分補償 (委員の業務上、及び往復路の災害についての補償)	<p>市長より委嘱状交付 公務災害を適用</p> <p>その他、民間保険会社を利用</p> <p>【役員】会議・イベント開催時（往復途上補償あり）</p> <table border="1"> <tr> <td>死亡・後遺障害</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td>5,000円／日</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>3,000円／日</td> </tr> </table> <p>【委員】全員研修会及び活動報告会の2日間（往復途上補償あり）</p> <table border="1"> <tr> <td>死亡・後遺障害</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td>5,000円／日</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>3,000円／日</td> </tr> </table> <p>【委員】保健講座参加（6月～12月）（往復途上補償なし）</p> <table border="1"> <tr> <td>死亡・後遺障害</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td>5,000円／日</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>3,000円／日</td> </tr> </table>	死亡・後遺障害	350万円	入院	5,000円／日	通院	3,000円／日	死亡・後遺障害	350万円	入院	5,000円／日	通院	3,000円／日	死亡・後遺障害	350万円	入院	5,000円／日	通院	3,000円／日
死亡・後遺障害	350万円																		
入院	5,000円／日																		
通院	3,000円／日																		
死亡・後遺障害	350万円																		
入院	5,000円／日																		
通院	3,000円／日																		
死亡・後遺障害	350万円																		
入院	5,000円／日																		
通院	3,000円／日																		
推薦人数	<p>◎自治会長</p> <p>◎町内会代表（町内会長又はそれぞれの町内会の区域内に居住する住民のうちから町内会代表として町内会長の推薦を受けた者）</p> <p>◎居住する町内会から推薦を受けた者（上記に掲げる者を除く）</p>																		
推薦人数の算出根拠	藤枝市保健委員設置要綱第3条																		
自治会町内会から推薦する根拠	藤枝市保健委員設置要綱第3条																		

9. 藤枝市青少年補導員

担当課	生涯学習課 (643-3047)								
根拠法令等	藤枝市青少年補導センター設置要綱								
任期	原則 2 年 (要綱第 5 条第 3 項)								
報酬	なし(補導員地区活動費を各地区補導員会に支払っています。)								
業務内容	<p>補導とは、考え方や行動が悪いほうへ進まないように、教え導くことです。青少年の非行化を防ぎ、良い方向へ導くことを目的に、見守り、声かけを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会支部ごとに地区補導員会を設置しています。 (瀬戸谷、稲葉、葉梨、広幡、西益津、藤枝、青島、高洲、大洲、岡部) ・各地区補導員会で、毎月定例会（計画・連絡及び情報交換）があります。 ・街頭補導活動を月 1 ~ 2 回程度、主に夜間（19 時～22 時頃）に行います。 (各地区的計画に基づき実施。地元及び近隣地区を徒步による巡回補導のほか、青色回転灯装着車両によるパトロールも行います。) ・地域の環境浄化活動（白ポストでの有害図書類の回収） ・その他、地域の祭典、花火大会等での帰宅指導、夜間営業施設への立入調査、学校長期休業前の県内一斉補導があります。 								
身分補償 (委員の業務上、及び往復路の災害についての補償)	<p>市長より委嘱状交付</p> <p>その他、民間保険会社を利用</p> <p>ボランティア活動（地区補導活動）</p> <table border="1"> <tr> <td>共通賠償（1 事故）</td> <td>1 億 5 千万円</td> </tr> <tr> <td>死亡・後遺障害</td> <td>800 万円</td> </tr> <tr> <td>傷害・入院</td> <td>4,500 円／日</td> </tr> <tr> <td>傷害・通院</td> <td>2,000 円／日</td> </tr> </table>	共通賠償（1 事故）	1 億 5 千万円	死亡・後遺障害	800 万円	傷害・入院	4,500 円／日	傷害・通院	2,000 円／日
共通賠償（1 事故）	1 億 5 千万円								
死亡・後遺障害	800 万円								
傷害・入院	4,500 円／日								
傷害・通院	2,000 円／日								
選出人数	<p>市内全域で 250 人以内</p> <p>補導員の活動においては、青少年への見守り・声かけ、地区内での連携などに経験を積むことが必要であるため、できれば複数任期にわたり従事できる方にお願いします。</p> <p>また、青少年の非行・被害防止と健全育成活動推進のため、現状の人員を維持する方向での選出をお願いします。</p>								
選出人数の算出根拠	<p>青少年補導センター設置要綱 第 5 条 第 1 項</p> <p>「青少年の補導活動及び防犯パトロールを行うため、センター職員のほかに、250 人以内の補導員を置く。」</p>								
自治会町内会から選出する根拠	<p>藤枝市青少年補導センター設置要綱 第 5 条 第 2 項</p> <p>「補導員は、自治会長又は小学校・中学校及び高等学校の学校長及び当該学校の P T A 会長の推薦により、市長が委嘱する。」</p>								

10. 保護司

担当課	市民相談センター（643-3345）
根拠法令等	保護司法（昭和25年 1950年制定）
任期	原則2年 (就任月日 偶数年 5/25～、11/1～ 奇数年 7/1～、10/12～)
報酬	なし
業務内容	<p>①保護司活動（保護観察所からの依頼） • 保護観察になった人への助言や指導 • 刑務所や少年院など（矯正施設）に入っている人の出所後の生活環境等の調整</p> <p>②藤枝地区保護司会の活動 • 地域での犯罪予防の啓発活動 • その他保護司活動に必要な関係者や関係機関との連絡・協議と研修会の実施</p>
身分補償 (委員の業務上、及び往復路の災害についての補償)	<ul style="list-style-type: none"> 法務大臣が委嘱した更生保護ボランティア 身分は、非常勤の国家公務員 給与支給はなし 活動経費は一定の基準により実費が国から支給される 保護司として活動中に怪我などをしたときは、国家公務員として公務災害の補償が受けられる
選出人数	市内全域で39人 最初の委嘱時は委嘱日に66歳以下。再委嘱時は76歳未満。
選出人数の算出根拠	保護司法 第2条 保護区ごとの保護司の定数は、法務大臣がその土地の人口、経済、犯罪の状況その他の事情を考慮して定める。 (地域に偏りが出ないよう、欠員補充している)
自治会町内会から選出する根拠	保護司は、その活動内容から、地域とのつながりも深く、地域での社会的信望や社会奉仕に熱意のある人が望ましいため、自治会・町内会から推薦してもらっている。

11. 人権擁護委員

担当課	市民相談センター（643-3345）
根拠法令等	人権擁護委員法（昭和24年 1949年制定）
任期	原則3年（就任月日 4/1～、7/1～、10/1～、1/1～）
報酬	なし
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での人権意識を高めるための啓発活動 街頭啓発 人権の花運動 人権教室など ・地域のみなさまからの相談員 静岡地方法務局常駐相談 特設相談 藤枝市によるよろず相談 ・その他関係機関との連携
身分補償 (委員の業務上、及び往復路の災害についての補償)	<ul style="list-style-type: none"> ・法務大臣が委嘱した民間のボランティア (委嘱までの流れ) 自治会支部から推薦 ⇒ 市議会への諮問と承認 ⇒ 法務局へ申請 ⇒ 法務大臣が委嘱 ・給与支給はなし ・活動を行うために要する費用は国から支給される ・人権擁護委員としての活動中（業務遂行場所への往復途上を含む）急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害に対して、加入している行政協力員団体傷害保険から補償が受けられる
選出人数	<p>市内全域で12人 (藤枝、青島、高洲地区は各2人。瀬戸谷・稻葉、葉梨、広幡、西益津、大洲、岡部地区は各1人。) 新任の候補者は68歳以下の人。再任以降は75歳未満の人。</p>
選出人数の算出根拠	<p>市町ごとの定数は、人権擁護委員法 第4条第2項の規定に基づく「人権擁護委員定数規程」による。 (藤枝市内の各地区ごとの委員数は、市全体のバランス等を考慮して定めている。)</p>
自治会町内会から選出する根拠	人権擁護委員は、その活動内容から地域での社会的信望や社会奉仕に熱意のある人が望ましいため、自治会町内会から推薦してもらっている。

12. 行政相談委員

担当課	市民相談センター（643-3345）
根拠法令等	行政相談委員法（昭和41年 1966年制定）
任期	原則2年（就任月日 4/1～）
報酬	なし
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国の行政機関等の業務に対する苦情や要望などの相談に応じ、公平・中立の立場から斡旋（申出人に必要な助言、関係行政機関等に苦情を通知し、解決を促進） ・行政相談委員業務の啓発及び宣伝 ・藤枝市よろず相談員 ・市内イベント会場での啓発
身分補償 (委員の業務上、及び往復路の災害についての補償)	<ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣が委嘱した民間有識者 ・予算の範囲内において、業務の遂行に必要な費用は一定の基準により実費が国から支給される。 ・行政相談委員としての活動中（業務遂行場所への往復途上を含む）に怪我などをしたときは、加入している傷害保険から補償が受けられる。
選出人数	<p>市内全域で4人 地区別ブロック（瀬戸谷・稲葉・西益津・藤枝）、（葉梨・広幡・岡部）、（青島）、（高洲・大洲）各1人。 原則として新規の委嘱時は委嘱日に65歳以下。再委嘱時は80歳未満。</p>
選出人数の算出根拠	行政相談委員の数の定め等に関する規程 市町ごとに定める委員の数は、国がその地域の人口、交通その他の事情に応じ、かつ委員活動の活性化等を考慮して定める。
自治会町内会から選出する根拠	行政相談委員は、地域における知名度が高く委員活動に関心を持ち、地域住民に密着した活動を行っている人が望ましいため、自治会・町内会から推薦してもらっている。

13. 消防団員

担当課	地域防災課 (643-2100)																
根拠法令等	藤枝市消防団の設置等に関する条例（消防団条例）																
任期	班長以上の階級にあっては一期4年（再任を妨げない）																
報酬	<table border="1"> <tr><td>団長</td><td>100,000円</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>85,000円</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>65,000円</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>班長</td><td>40,000円</td></tr> <tr><td>団員</td><td>36,500円（機能別団員 15,000円）</td></tr> <tr><td>災害出動</td><td>8,000円／回 ※ただし、出動時間4時間未満は4,000円</td></tr> <tr><td>その他の出動</td><td>3,000円</td></tr> </table>	団長	100,000円	副団長	85,000円	分団長	65,000円	副分団長	50,000円	班長	40,000円	団員	36,500円（機能別団員 15,000円）	災害出動	8,000円／回 ※ただし、出動時間4時間未満は4,000円	その他の出動	3,000円
団長	100,000円																
副団長	85,000円																
分団長	65,000円																
副分団長	50,000円																
班長	40,000円																
団員	36,500円（機能別団員 15,000円）																
災害出動	8,000円／回 ※ただし、出動時間4時間未満は4,000円																
その他の出動	3,000円																
業務内容	災害対応（火災、自然災害等） 火災予防広報活動（火災予防週間） 消防団員勧誘活動 消防活動訓練 各種警戒活動																
身分補償 (委員の業務上、及び往復路の災害についての補償)	消防団員等公務災害補償条例を適用 ・障害補償 ・休業補償 ・療養補償 ・傷病補償年金 ・介護補償 ・遺族補償 ・葬祭補償																
選出人数(条例定数)	市内全域で605人																
管轄区域及び階級別の定員	<p>藤枝市消防団規則 5条（管轄区域） 藤枝市消防団規則 7条（定員）</p> <table border="1"> <tr><td>団長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>3人</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>28人</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>20人</td></tr> <tr><td>班長</td><td>32人</td></tr> <tr><td>団員</td><td>521人</td></tr> </table>	団長	1人	副団長	3人	分団長	28人	副分団長	20人	班長	32人	団員	521人				
団長	1人																
副団長	3人																
分団長	28人																
副分団長	20人																
班長	32人																
団員	521人																